

みんなで創る自治基本条例 意見提出シート集計表（全体）

整理 番号	検討項目		A. 検討結果 ※該当欄に○印		B. ご意見
	大項目	中項目	提言書を 承認	修正が 必要	
	前文				
		前文	27	5	<ul style="list-style-type: none"> ・前文説明3段目の「条例制定の理念や、本市…」の「や」の後の「、」は不要。 ・国・地方を通ずる財政危機の深まり、都市部における選挙結果に伴う都市部重視への政策指向の強まり等も、市町村合併の背景にあり、苦渋の選択をせざるをえなかった側面が反映されていない。 ・人権を尊重し、それぞれの地域とひとびとの多様性を認め、育てていくことが必要である。 ・4行目「考える契機となりました。」を「考えさせる契機となりました。」としてはどうか。 ・3行目の部分で「少子化・高齢化の急速な進展と地方分権時代の到来」が、考える契機となったということによいのか。また、「私たちに最も身近な自治体」という表現は回りくどくないか。 ・5行目の部分で「地方分権時代の幕開けを地域が新たに飛躍する機会ととらえて」は、不要ではないか。「地方分権時代」は3行目にもあり、何回も使う必要はない。ここにいう「地域」とは何をさすのか。 ・5行目の部分では、地方分権ではなく「地方主権」の時代が到来したという認識を示して欲しい。地方分権＝合併ではないと思う。 ・8行目の部分で「新しい上越市のまちづくりにおいて」は不要である。 ・9行目の部分で「人と人、地域と地域が互いに支えあいながら」では、不足ではないか。「個々の人や地域が互いに認め合い、支え合いながら」として欲しい。人と地域という組合せもあることと、まず必要なことは「認め合う」ことではないかと思う。 ・10行目の部分で「自らの手でまちをつくり上げ」の「の手」と「上げ」は不要と思う。特につくり上げて次世代に継ぐのではないと考える。 ・12行目の部分で「人と郷土を愛する心をより一層はぐくんでいくとともに」については個人的には賛成だが、この前文の中に入れることが適当かどうかは疑問である。 ・13行目の部分で「身近なところから」は意味が分からない。身近とはどこをさすのか。 ・13行目の部分で「市政運営に参画し」は、市政運営に限らないことから「まちづくり」に変えて欲しい。 ・16行目の部分で「自治の最高規範となる」より「上越市の憲法ともいえる」にしたらどうか。 ・前文は「私たち」が中心でありながら、中味的には「市政運営」が中心になる。「私たち」のまちづくりのために市や議会は協力すべきだとなっている。しかし、本当は私たちのまちは私たちがつくるという気概は感じられない。 ・上越市としての「まちづくりの基本理念」が明確に記載されていて分かりやすい。 ・当たり前、最もな事柄が書かれているが、文章がら列してあると読み解くことが、少し嫌になる。
1	総則				
(1)		目的	31	1	<ul style="list-style-type: none"> ・自治の言葉が住民一人ひとりに理解できるだろうか？ 「この条例は、本市における市及び市民生活の基本的な理念と仕組みを定めることにより、市及び市民生活の一層の推進を図り、以って自主自立のまちを実現することを目的とする。」と修正する。
(2)		定義	7	1	<ul style="list-style-type: none"> ・(5)協働について「市政運営の公共的な～」の言葉となっているが、私たちのめざしている自治は市政運営に限定されるものではないので修正して欲しい。

整理番号	検討項目		A. 検討結果 ※該当欄に○印		B. ご意見
	大項目	中項目	提言書を承認	修正が必要	
1	総則				
	(3)	基本理念	5	3	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、「障害」という漢字を使わない自治体も少しずつ増えており、「障がい」と表記してはどうか。 ・社会的身分、思想、信条、宗教も例示に付け加え、市民一人ひとりの基本的な人権が尊重されること。 ・(6)地方分権の推進及び自主自立の市政運営については、自主自立のまちをめざすことに決め条例をつくるのだから、国の地方分権に沿ったものではなく、上越市の主権として自治体の権限拡充を図るべきであり、「地方主権の推進～」と修正すべきである。
(4)	自治の基本原則	4	3	<ul style="list-style-type: none"> ・(4)の多様性尊重の原則に性別とは入っているが、男女共同参画の視点で少し弱い気がする。せめて説明文等に男女共同参画基本条例に基づきなどを入れてはどうか。(男女共同参画基本条例に関わらず、人権や福祉関係の条例を列記してはどうか。) ・現在、「障害」という漢字を使わない自治体も少しずつ増えており、「障がい」と表記してはどうか。 ・市民の出身とはどういう意味か。 ・社会的身分、思想、信条、宗教も例示に付け加える。 ・「基本理念の実現に向け」とあるが、基本理念は目標ではないので、この表現はおかしい。「～の実践にあたり(際し)」という意味合いに修正すべきと考える。「市は、前条に規定する自治の基本理念()に基づき、実践していくために、次に掲げる原則を確立する。」としてはどうか。 ・(2)市民参画の原則は、「参画機会保障の原則」とすべきである。 ・(4)多様性尊重の原則は「個性尊重と相互理解の原則」とすべきである。 	
2	市民				
	(1)	市民の権利	5	2	<ul style="list-style-type: none"> ・②の「市が提供するサービス」という箇所について、別の表現はできないか。サービスではなく、市民として当然に受けられる権利だと考える。 ・「市政参画、または、不参画を理由として差別的な扱いを受けない。」を付け加える。
	(2)	市民の責務	5	2	<ul style="list-style-type: none"> ・③の「市が提供するサービス」という箇所について、別の表現はできないか。サービスではなく、市民として当然に受けられる権利だと考える。 ・「享受」という表現は難しいので、「サービスを受けるときは」としてはどうか。 ・③の「応分の負担」という言葉に違和感を覚える。「一定の負担」としてはどうか。 ・③の「応分の負担を負わなければならない」を削除すべき。
	(1)	市議会の権限	6	0	
	(2)	市議会の責務	6	0	
(3)	市議会議員の責務	6	2	<ul style="list-style-type: none"> ・①の「普遍的な利益」を「市全体の普遍的な利益」としてはどうか。 ・②の「誠実にその職務を行い」を「公正かつ誠実にその職務を行い」としてはどうか。 ・議員個人は、出身地域中心に考え、発言し、行動する傾向が多く見られることから、あえて「市全体」の字句を入れるべきと考える。 	

整理 番号	検討項目		A. 検討結果 ※該当欄に○印		B. ご意見
	大項目	中項目	提言書を 承認	修正が 必要	
4	市長等				
(1)		市長の権限	6	0	
(2)		市長の責務	6	0	
(3)		市長以外 の執行機関 の権限	6	0	
(4)		市長以外 の執行機関 の責務	6	0	
(5)		職員の責務	6	0	
5	市政運営				
(1)		基本原則	10	1	<ul style="list-style-type: none"> ・「施策を戦略的に展開する」という表現は、分かりづらいのではないかと。「長期的な目的と成果の観点で」などという表現に変えてはどうか。 ・検討時には、中項目を中心に話し合いを進めてきたが「市政運営」という大項目を設定した方が中項目の前提となるものが明確になり、市民理解が得やすくなったと思う。
(2)		総合計画	4	0	
(3)		財政運営	4	2	<ul style="list-style-type: none"> ・財政状況の情報公開が条文化されたことは有意義である。 ・②の「市民に分かりやすく、かつ、市民が理解できるようにして」を「市民が理解できるよう分かりやすくして」としてはどうか。 ・説明の中の「健全な財政運営」については、健全とはいえないものばかりを挙げていて健全な状態の説明になっていない。
(4)		情報共有 ・説明責任	4	0	

整理 番号	検討項目		A. 検討結果 ※該当欄に○印		B. ご意見
	大項目	中項目	提言書を 承認	修正が 必要	
5	市政運営				
(5)		情報公開	4	0	
(6)		個人情報保護	4	0	
(7)		審議会等	11	1	<ul style="list-style-type: none"> ・仕方ないと思うが、①の文章に「等」が多くつくのが気になる。 ・③として「審議会等の委員を選任するに当たっては、男女の比率にクォータ制を取り入れるものとする。」を追加する。 または、①に「男女共同参画条例第13条遵守するものとする。」と入れ込む。 ・②の説明に原則として市民公募を行うとなっている。ならば条文にも「原則として」を入れた方がいいのではないか。
(8)		パブリックコメント	4	1	<ul style="list-style-type: none"> ・「提出された市民の意見を尊重し」となっているが、全ての市民の意見の尊重が可能なのか。「提出された市民の意見を尊重しつつ」としてはどうか。 ・「パブリックコメント」を「意見公募手続(パブリックコメント)」に変更する。分からない人が大勢いる現状を踏まえ、適切な表現に改める。
(9)		オンブズパーソン	4	2	<ul style="list-style-type: none"> ・「オンブズパーソン」を「苦情等措置機関(オンブズパーソン)」に変更する。カタカナより分かりやすい表現がよい。 ・①はオンブズパーソンの制度ではない。項目名を「苦情対応等」に変えた方がいいのではないか。
(10)		行政手続	4	0	
(11)		評価	4	0	
(12)		外部監査	4	0	
(13)	※	政策法務	7	0	

整理 番号	検討項目		A. 検討結果 ※該当欄に○印		B. ご意見
	大項目	中項目	提言書を 承認	修正が 必要	
5	市政運営				
(14)	※	法令遵守	7	1	・市長等に限定する理由は何か。「等」には機関が含まれるが、職員や議員は入っていないのではないか。
(15)	※	公益通報	5	2	・公益通報ではないが、市民等からの通報を受け入れる仕組みとその保護は必要ないか。 ・タイトルを内部告発に改める。「公益通報」という言葉より「内部告発」の方がなじみやすく、わかりやすい。 ・職員等の「等」はどういう意味か。
(16)		危機管理	1	2	・「中越地震」、「水害」、「中越沖地震」と被害のある事柄が次々と起きている。迅速な対応や上越中心部だけではなく、周辺の地域にも広く目を向けてもらいたい。 ・②の「速やかな状況把握に努め、及び対策を」を「速やかな状況把握に努めるとともに、対策を」としてはどうか。
6	都市内分権				
(1)		地域自治区	25	7	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自治区の設置が、全市的、恒久的な制度とされることは、住民自治において大変有効なことと思うが、合併前の上越市にまで拡大した場合に、事務所を置くことが可能なのか。(1つの事務所が複数の自治区を管轄することは想定されるが…) ・「市長等の附属機関に位置付けられる」と、地域協議会の性格を明記する。 ・④については、説明文にもあるように、多様な意見を反映するために、可能な限り、委員の男女比率が同じくなるように定数の設定等が必要だと考える。 ・地域協議会委員の構成を男女同数でという意見もあるが、無理に制度化する必要はないと考える。 ・上越市は男女共同参画を推進しており、環境も整っていることから、これを活かして、女性が積極的に準公選制に応じるかにかかっているものと考え。 ・地域自治区の記述について、地域の意見を市政に反映させるという点は強調されているが、協議会で決定した事項を身近な地域(地域自治区)で主体的に解決する仕組みや自主的な解決を後押しする区事務所の役割(市役所と区事務所の行政内分権)について具体的に触れられていない。後者に関する地域内分権をどう考えているか。 ・①の最後に「都市内分権を推進する」とあるが、上越市は農村部や都市部などさまざまな地域で構成されている。こうしたことから、「都市内分権」という表現に抵抗を感じる人もいるはずである。以上の理由から「市内分権を推進する」としてはどうか。 ・都市内分権とは、どういうものかという説明箇所が、①の「市民が～仕組み」のところだと思うが、分かりにくいと思う。「市民は～である。」という項目を増やした方が分かりやすいのではないか。 ・都市内分権という章の中に地域自治区という項しかないのは物足りない。①～⑤の①は別立てとし、都市内分権の考え方を記述し、②～⑤で地域自治区という「しくみ」を記載したらどうか。 ・①については、「市長等は、市民が身近な地域のあり方、課題、現況等を主体的にとらえ、地域の共通理解にたつて地域自らが考え、決定し、それらに責任をもつという仕組みを整え、都市内分権を推進していかねばならない。」とすべきである。 ・②については、「市は、前項の仕組みとして」を「市は前条の仕組みの一つとして」に修正する。「身近な地域」という表現がたくさんあるのは、市民の中に通勤・通学・法人等が含まれるためと解釈している。 ・④で、地域協議会委員の選任は「区域に住所を有する市民」と制限されているが、もう少し明確な表現が必要ではないか。 ・地域協議会の構成委員は住所を有する市民に限るのか。 ・地域協議会委員の選任投票は住所を有する市民に限るのか。 ・地域協議会に反映される市民の意見は住所を有する市民に限るのか。 ・地方自治法第202条では事務所設置が定められているが、本条例でこの内容まで記載しないほうがよいのではないか。(合併前の上越市に導入を見込んだ場合) ・周りの遠い地域には、「どうしても…」という感じがあるので、平等に接することを期待する。

整理 番号	検討項目		A. 検討結果 ※該当欄に○印		B. ご意見
	大項目	中項目	提言書を 承認	修正が 必要	
7	協働・参画等				
(1)		協働	6	0	
(2)		市民参画	5	1	・定義の市民参加は、言葉の意味を説明しているだけだと思う。この条文は、市議会及び市のやるべきことを言っているが、市民はどうするかが不明である。追加して「市民も、積極的に参画に関与する意識を持つように努力する」と記したらどうか。
(3)		コミュニティ	3	1	・コミュニティの定義がカッコ書きで説明されていることに、少し違和感を感じた。もっと重い言葉だと思う。
(4)		人材育成	6	1	・現在、子どもの権利条例が制定されようとしているので、次代を担う子ども達(青少年)について、人材育成の項目の中に1項を設けられないものかと思う。
(5)		多文化共生	7	0	
8	市民投票				
(1)		市民投票	8	1	・常設型の市民投票制度となり、自治の主体となる市民、市議会、市長それぞれが実施できるようになっているので賛成である。 ・タイトルを「市民投票」から「住民投票」に改めるべきである。市民投票という表現はなじみがない。合併時、住民の意思確認が必要と「住民投票条例制定」及び実施に向け、各地で動きがあったことを踏まえて欲しい。 ・投票権の欠格事項を明確にする必要があるのではないか。20歳以上は公民権の停止等で投票権の有無が明確にされているが、18歳以上となると新たな欠格事項を追加する必要があると思う。

整理 番号	検討項目		A. 検討結果 ※該当欄に○印		B. ご意見
	大項目	中項目	提言書を 承認	修正が 必要	
9	国・県及び他の地方自治体との関係				
	(1)	国、新潟県等との政府間関係	7	0	
	(2)	他の自治体等との連携	6	1	・「連携及び協力を努めなければならない。」ではなく、「連携及び協力を積極的に行うものとする。」としてはどうか。
	(3)	海外の自治体等との連携及び国際交流の推進	7	0	
10	最高規範性				
		最高規範性	6	1	・①「市における自治についての～」と表現がすっきりしていないが「市の～」にはならないか。また、10.の表記は「最高規範性」の「性」をとることはできないのか。
11	改正等				
	(2)	条例の見直し	6	1	・説明の中で総合計画に準じて5年に一度となっているが、実際の総合計画の策定・見直しと期間が合致するものではないと思う。5年の根拠は必要かもしれないが、この例はまぎらわしいのではないか。
	(3)	改正手続	6	0	